

鹿 児 島 県 公 報

平成28年10月14日（金）第3255号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） （生活・文化課取扱い） 1

規 則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月14日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第41号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表鹿児島県介護実習・普及センター（介護実習室を除く。）の項を次のように改める。

鹿児島県介護実習・普及センター	午前9時から午後5時まで
-----------------	--------------

第3条第2項の表生命と環境の学習館の項を削る。

第4条第1項の表中

「		中研修室（第1・第2）		を	「		中研修室（第1から第3まで）		に	」
	小研修室（第1・第2）					小研修室（第1から第3まで）				
	講師控室（第1・第2）					講師控室（第1・第2）				
	介護実習室									
	パソコン研修室（第1・第2）									
	」									

改める。

第10条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

使 用 許 可 申 請 書

鹿児島県知事 殿

かごしま県民交流センターの施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

		申請年月日		年 月 日						
申請者	(〒)			会場責任者						
	住所	電話() -		住所	電話() -					
	団体名			氏名						
	代表者名									
	連絡者名	電話() -								
使用目的及び内容				入場料(会費等)	有・無					
使用期間	年 月 日 時 分から		年 月 日 時 分まで 日間		備考(入場人員等)					
使用する施設(○で囲む)	県民ホール 大ホール 中ホール 展示ロビー リハーサル室第1・第2・第3・第4・第5・第6 スタジオ・調整室 楽屋第1・第2・第3・第4 大研修室第1・第2・第3・第4 中研修室第1・第2・第3 小研修室第1・第2・第3 講師控室第1・第2 絵画制作室 陶芸制作室 調理実習室 工芸室 和研修室・茶室 県政記念公園 設備									
使用料	施設名	種別	使用時間の区分	計算基礎	金額	施設名	種別	使用時間の区分	計算基礎	金額
	県民ホール					スタジオ・調整室				
						楽屋第1				
						楽屋第2				
						楽屋第3				
	大ホールA・B					楽屋第4				
						大研修室第1 A・B				
						大研修室第2 A・B				
						大研修室第3 A・B				
						大研修室第4 A・B				
	中ホール					中研修室第1 A・B				
						中研修室第2				
						中研修室第3				
						小研修室第1				
	展示ロビー					小研修室第2				
						小研修室第3				
						講師控室第1				
						講師控室第2				
	リハーサル室					絵画制作室				
		第1				陶芸制作室				
		第2				調理実習室				
		第3				工芸室				
		第4				和研修室・茶室				
		第5				県政記念公園				
	第6									
	小計					小計				円
収入方法	現金収納・()			処理経過	許可	年 月 日				
使用料の後納				変更	年 月 日					
収納年月日	年 月 日			取消	年 月 日					
				減額後の額	減額後の額				円	
				免除・減額(%引)	免除・減額(%引)				円	
				減額後の額	減額後の額				円	

注1 太線の中だけ記入してください。

2 設備の使用料については、別に定める使用料明細書により計算します。

3 使用料の減免を受けたい場合は、併せて使用料減額(免除)申請書を提出してください。

第2号様式（第4条関係）

使用許可書

		申請年月日		年 月 日							
申 請 者	(行)			会 場 責 任 者							
	住 所	電話() —		住所							
	団 体 名			電話() —							
	代 表 者 名			氏 名							
	連 絡 者 名	電話() —									
使 用 目 的 及 び 内 容				入 場 料 (会 費 等)	有 ・ 無						
使 用 期 間	年 月 日 時 分 から		備考 (入場人員等)								
	年 月 日 時 分 まで 日間										
使 用 する 施 設 (○ で 囲 む)	県民ホール 大ホール 中ホール 展示ロビー リハーサル室第1・第2・第3・第4・第5・第6 スタジオ・調整室 楽屋第1・第2・第3・第4 大研修室第1・第2・第3・第4 中研修室第1・第2・第3 小研修室第1・第2・第3 講師控室第1・第2 絵画制作室 陶芸制作室 調理実習室 工芸室 和研修室・茶室 県政記念公園 設備										
使用料	施 設 名	種 別	使 用 時 間 の 区 分	計 算 基 礎	金 額	施 設 名	種 別	使 用 時 間 の 区 分	計 算 基 礎	金 額	
	県民ホール					スタジオ・調整室					
						楽屋第1					
						楽屋第2					
						楽屋第3					
	大ホール A ・ B					楽屋第4					
						大研修室第1 A・B					
						大研修室第2 A・B					
						大研修室第3 A・B					
						大研修室第4 A・B					
	中ホール					中研修室第1 A・B					
						中研修室第2					
						中研修室第3					
						小研修室第1					
	展示ロビー					小研修室第2					
						小研修室第3					
						講師控室第1					
						講師控室第2					
	リハ ー サ ル 室					絵画制作室					
		第1				陶芸制作室					
		第2				調理実習室					
		第3				工芸室					
		第4				和研修室・茶室					
		第5				県政記念公園					
	第6				小	計					
小	計			合	計				円		
減				減	免	免除・減額 (%引)			円		
減				減	額				円		
減				減	額	減 額 後 の 額			円		
小	計			許	可	の	条	件			
収 入 方 法	現金収納・ ()										
使 用 料 の 後 納											
上記のとおり、使用を許可します。 年 月 日											
鹿児島県知事										印	

注1 この使用許可書は、施設を使用する際、係員に提示してください。
 2 使用許可の内容の変更がある場合は、使用許可変更許可申請書を提出してください。

第3号様式（第5条関係）

使用許可変更許可申請書

鹿児島県知事

殿

かごしま県民交流センターの施設の使用許可の内容の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

		申請年月日		年 月 日						
申請者	(〒)		住所		会場責任者					
	住所	電話()	住所							
	団体名		電話()	氏名						
	代表者名									
	連絡者名	電話()								
使用目的及び内容					入場料(会費等)	有・無				
使用期間	年 月 日	時 分から	時 分まで	日間	備考(入場人員等)					
変更内容										
変更理由										
使用料	施設名	種別	使用時間の区分	計算基礎	金額	施設名	種別	使用時間の区分	計算基礎	金額
	県民ホール					スタジオ・調整室				
						楽屋第1				
						楽屋第2				
						楽屋第3				
						楽屋第4				
	大ホールA・B					大研修室第1 A・B				
						大研修室第2 A・B				
						大研修室第3 A・B				
						大研修室第4 A・B				
						中研修室第1 A・B				
	中ホール					中研修室第2				
						中研修室第3				
						小研修室第1				
						小研修室第2				
						小研修室第3				
	展示ロビー					講師控室第1				
						講師控室第2				
						絵画制作室				
						陶芸制作室				
	リハール室	第1				調理実習室				
		第2				工芸室				
		第3				和研修室・茶室				
		第4				県政記念公園				
第5					小	計				
第6					合	計			円	
小計					減	免	免除・減額(%引)		円	
					減	額			円	
					減	額	後の額		円	
					納	付	済	額	円	
収入方法	現金収納・()		過		不		足		額	円
使用料の後納										
収納年月日	年 月 日									

注1 太線の中だけ記入してください。

2 設備の使用料については、別に定める使用料明細書により計算します。

3 変更に係る使用許可書を添付してください。

第4号様式（第5条関係）

使用許可変更許可書

		申請年月日		年 月 日						
申請者	(〒)			会場責任者						
	住所 団体名 代表者名 連絡者名	電話() —		住所 電話() — 氏名						
使用目的 及び内容				入場料 (会費等)	有 ・ 無					
使用期間	年 月 日	時 分から	年 月 日	時 分まで	日間					
変更内容										
変更理由										
使用料	施設名	種別	使用時間の区分	計算基礎	金額	施設名	種別	使用時間の区分	計算基礎	金額
	県民ホール					スタジオ・調整室				
						楽屋第1				
						楽屋第2				
						楽屋第3				
	大ホール A ・ B					楽屋第4				
						大研修室第1 A・B				
						大研修室第2 A・B				
						大研修室第3 A・B				
	中ホール					大研修室第4 A・B				
						中研修室第1 A・B				
						中研修室第2				
						中研修室第3				
	展示ロビー					小研修室第1				
						小研修室第2				
						小研修室第3				
						講師控室第1				
	リハ ーサ ル室					講師控室第2				
		第1				絵画制作室				
		第2				陶芸制作室				
		第3				調理実習室				
		第4				工芸室				
		第5				和研修室・茶室				
	第6				県政記念公園					
小計					小計				円	
収入方法	現金収納・()			過不足額					円	
使用料の後納	〈許可の条件〉									円
上記のとおり、使用許可内容の変更を許可します。 年 月 日										
鹿児島県知事										印

注 この使用許可変更許可書は、施設を使用する際、係員に提示してください。

別記第5号様式及び別記第8号様式中

「22 小研修室 第1		「22 中研修室 第3	
23 小研修室 第2		23 小研修室 第1	
24 講師控室 第1		24 小研修室 第2	
25 講師控室 第2		25 小研修室 第3	
26 介護実習室		26 講師控室 第1	
27 パソコン研修室 第1		27 講師控室 第2	
28 パソコン研修室 第2	を	28 絵画制作室	に改める。
29 絵画制作室		29 陶芸制作室	
30 陶芸制作室		30 調理実習室	
31 調理実習室		31 工芸室	
32 工芸室		32 和研修室・茶室	
33 和研修室・茶室		33 県政記念公園	
34 県政記念公園		34 設備	」
35 設備	」		

別記第9号様式中

「22 小研修室 第1		「22 中研修室 第3	
23 小研修室 第2		23 小研修室 第1	
24 講師控室 第1		24 小研修室 第2	
25 講師控室 第2		25 小研修室 第3	
26 介護実習室		26 講師控室 第1	
27 パソコン研修室 第1		27 講師控室 第2	
28 パソコン研修室 第2	を	28 絵画制作室	に、
29 絵画制作室		29 陶芸制作室	
30 陶芸制作室		30 調理実習室	
31 調理実習室		31 工芸室	
32 工芸室		32 和研修室・茶室	
33 和研修室・茶室		33 県政記念公園	
34 県政記念公園		34 設備	」
35 設備	」		

使 用 人 員	人（うち高齢者又は障害者 人，介護者 人）
減額（免除）を申請する理由	

を

減額（免除）を申請する理由	
---------------	--

に

改める。

別記第10号様式注を削る。

別記第12号様式注1を削り、同様式注2中「又は行為許可変更許可書」を削り、同様式注2を同様式注とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。